

旭市立飯岡小学校 いじめ防止基本方針

令和 7 年度

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条第1項より抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけあいであっても児童が感じる被害性に着目して、いじめかどうか判断をする。

2 いじめ防止のための基本理念

- (1) いじめをしない、させない、許さない(見過ごさない)雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめは人権侵害であり人として決して許される行為ではないという強い信念の下、教職員の不適切な発言がいじめを助長することを理解し、教職員の人権感覚を高める。
- (4) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多い。その早期発見のためには様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保障するとともに、適切かつ毅然とした指導を行う。
- (5) いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応と正確かつ丁寧な説明を行う。保護者に対して、隠蔽や虚偽の説明をしない。
- (6) 学校、保護者、地域、関係諸機関など、すべての関係者がその役割を果たし、一体となっていじめ問題に対応する。

3 いじめ防止対策組織の構成・役割

- (1) いじめ防止対策会議
いじめ防止対策会議は、全職員で構成され、月1回程度開催する。会議では児童に関する情報の共有、いじめの未然防止に向けた取組や教育相談の取組の検討を行う。また、いじめ対応力強化や組織的対応に関する校内研修を実施する。
- (2) いじめ防止対策委員会
いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、生徒指導主任・副主任、低・中・高学年部より各1名、特別支援代表1名、養護教諭で構成される。必要に応じてスクールカウンセラー、主任児童委員、学校評議員、PTA本部役員を招請する。なお、委員会は適宜開催して、いじめ防止対策を推進する。

4 いじめ未然防止のための取組

- (1) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開
教科の指導と生徒指導の一体化
- (2) 「考え、議論する」ことを意識した道徳教育や道徳映像教材の活用した取組の推進
道徳科を要とした道徳教育における生徒指導
- (3) 豊かな人間関係づくり実践プログラムの実施
- (4) 情報モラルやネットリテラシーに関する授業の実施
- (5) 命を大切にするキャンペーンへの取組（標語づくりや親切にしてもらったことを全校に紹介する。）

5 いじめの早期発見のための取組

- (1) 児童や保護者との日常的なやり取りによる実態把握と職員間での情報共有
- (2) 学校生活アンケート調査の実施（5・7・9・11・1月に実施）
- (3) 定期アンケート（なんでもアンケート）調査の実施（毎月）
- (4) 個別相談の実施（6・12月に実施）
- (5) SOSの出し方教育について年間計画の中に盛り込み、年度始めなど適切な時期に県が作成した指導資料等を活用して実施する。

- (6) スクールカウンセラー等の効果的な活用や、家庭との円滑な情報共有により、児童の発達段階や生活環境等の状況を踏まえた児童理解を深める。

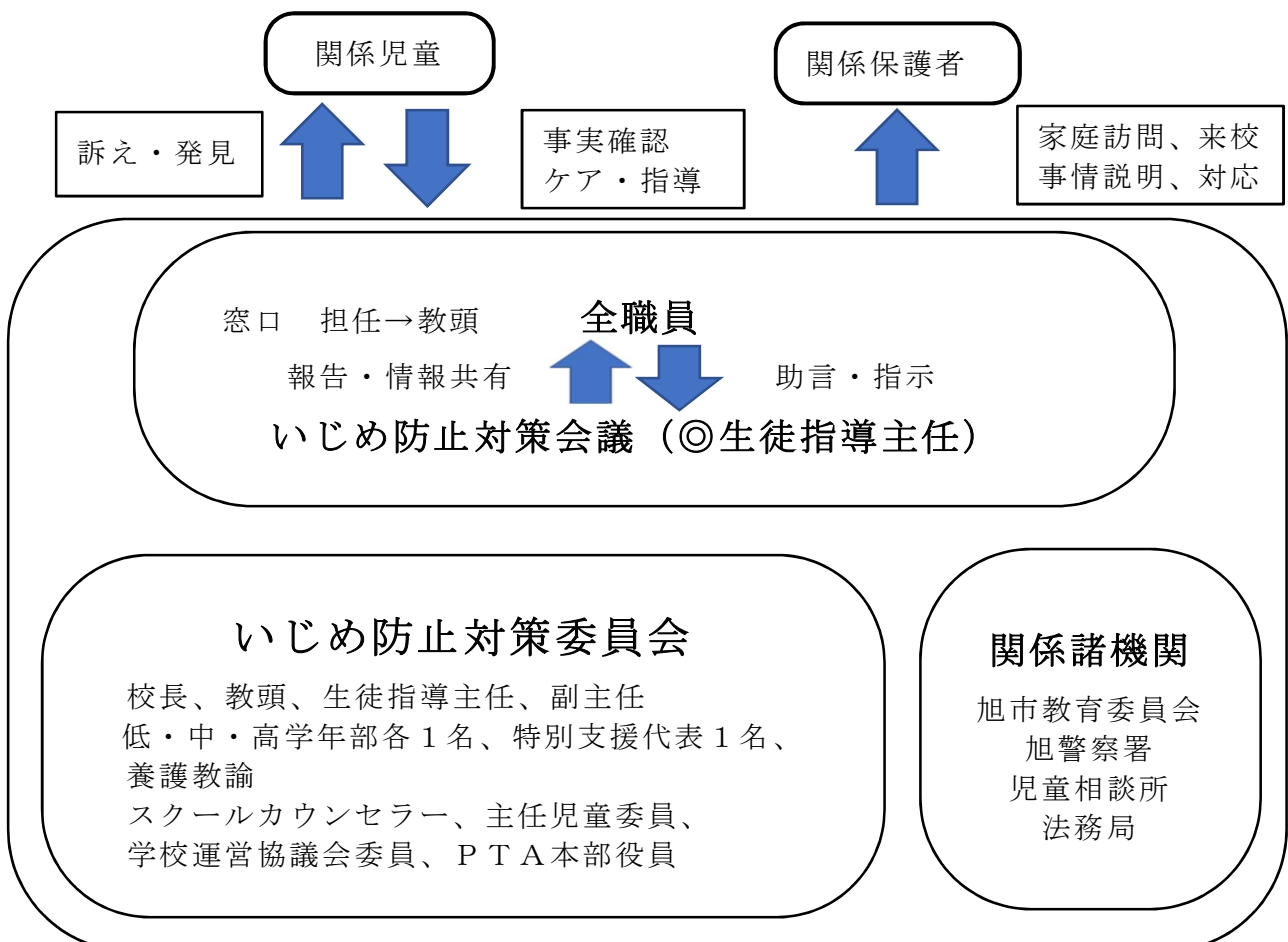
6 いじめの相談、通報窓口

- (1) 学校における相談、通報窓口
- ・相談窓口：学級担任及び教頭が担当する。
 - ・「心のポスト」を北校舎の昇降口に設置し、養護教諭と教頭が毎日確認をする。
- (2) 学校外における相談、通報窓口
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
 - ・子どもの人権110番 0120-007-110
 - ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
 - ・ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター) 0120-783-497
 - ・千葉いのちの電話(24時間) 043-227-3900
 - ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
 - ・ライトハウスちば 043-420-8066

7 いじめ問題への対応と流れ

- (1) いじめの訴え、情報、兆候の察知、管理職への報告、情報共有、対応方針を決定する。
- (2) 事実関係の丁寧で確実な把握(複数の教員で組織的に聞き取る。)
- (3) 必要に応じて市教委、関係機関(警察、子ども相談センター等)へ連絡する。
- (4) いじめを受けた側の児童のケア(必要に応じて外部の専門家に力を借りる。)
- (5) いじめた側の児童への指導(背景についても十分踏まえた上で指導する。)
- (6) 保護者への報告と指導についての協力依頼をする。
- (7) 関係機関との連携(教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携)
- (8) 3か月以上の経過の見守りと継続的な支援(保護者との連携)

【いじめ問題への対応図】



8 いじめ解消の定義

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者が心理的苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認をする。

9 いじめ問題に関係する児童への指導事項や対応

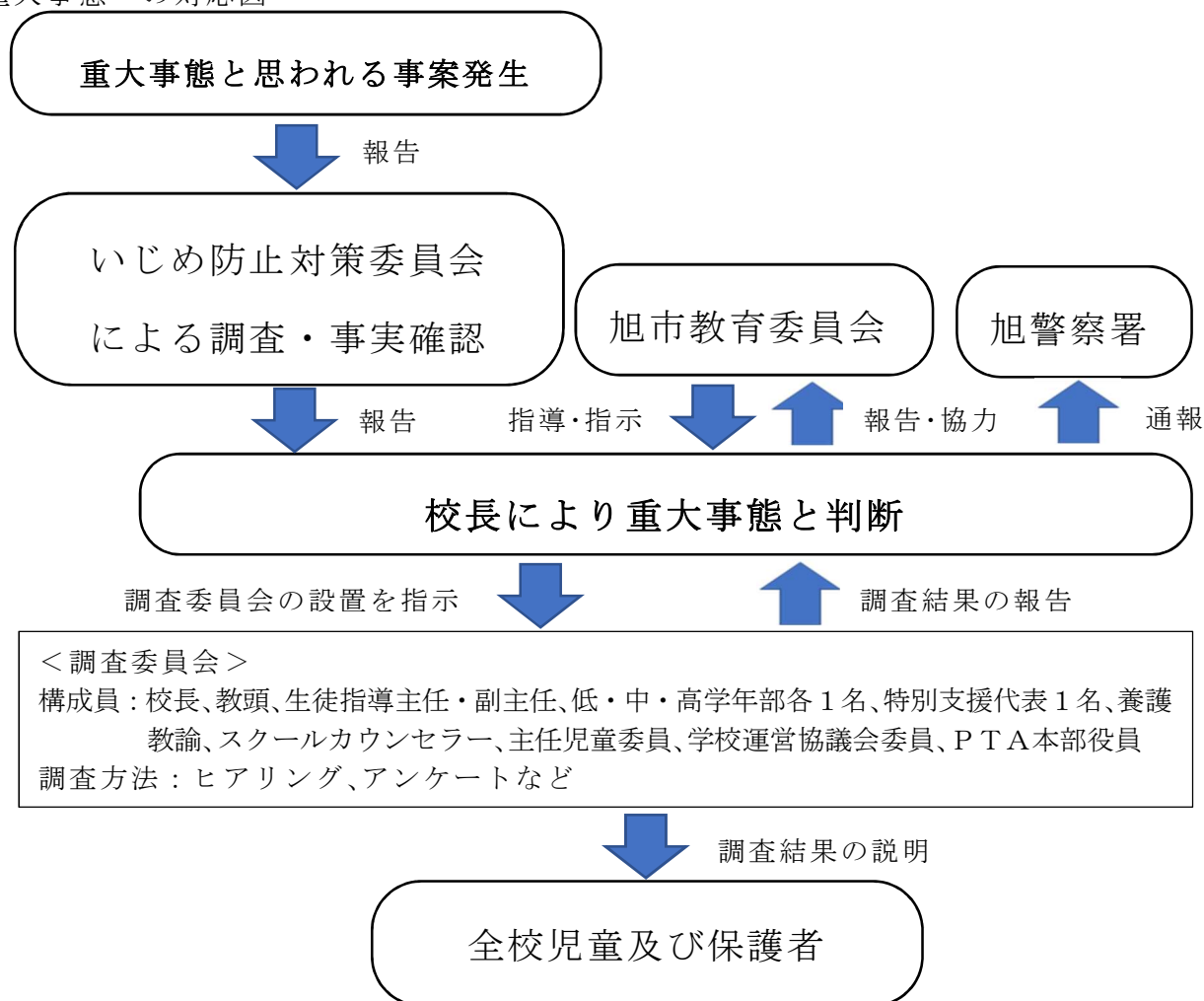
- (1) 共感的理解に基づく指導・支援をする。
- (2) 担任等、被害児童と信頼関係にある教職員が行う。
- (3) 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努める。
 - ・今後の対応のあり方を、本人の要望を十分考慮し決定する。
- (4) 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケアを行う。
 - ・担任等、信頼関係にある教職員を選定し、生徒指導主任とともに指導の中心とする。
 - ・叱責・説諭等だけでなく、振り返りの時間を計画的に積み重ね、自己の問題点に気づかせ、真の反省に至るように粘り強く指導する。
 - ・今後、被害児童との関係をどうするのか、改善すべき言動などについて、約束の形になるまで話し合う。
 - ・形式的なものではなく、被害児童に対して真に謝罪の気持ちがもてるよう、穏やかに粘り強く説諭する。
 - ・教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケアを適宜行う。
- (5) 「観衆」や「傍観者」については、自分の問題として捉えさせる。
 - ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
 - ・はやしたてる等、同調していた児童生徒には、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (6) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

10 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条より抜粋）
 - ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※②の「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。
- (2) 重大事態の報告
 - ① 重大事態が発生した場合は、校長を通じて旭市教育委員会に報告し、指導を受ける。
 - ② 傷害事件や金品の窃盗など刑事事件に発展する恐れがあれば、旭警察署に通報する。
- (3) 重大事案の調査・調査結果の報告
 - ① 重大事態の調査については、学校が全力を挙げて取り組むが、教育委員会等の指示により、第三者調査委員会が調査を行う場合は、当該調査委員会の調査に協力する。
 - ② 重大事態の調査結果については、いじめの被害を受けた児童及びその保護者だけでなく、臨時保護者会等を開催し、全校児童の保護者に説明する機会を設ける。
- (4) 児童や保護者への説明

- ① 重大事態の調査結果については、いじめの被害を受けた児童及びその保護者だけでなく、臨時全校集会、保護者会等を開催して全校児童及び保護者に説明する機会を設ける。

(5) 重大事態への対応図



11 いじめ防止基本方針の公表や見直し等

- (1) 基本方針はホームページで公表し、その内容を年度初めに児童・保護者に説明する。
- (2) 基本方針に基づいた取組を通して点検し、学校評価アンケートで評価する。
- (3) 年度末にいじめ防止対策委員会による見直しを行う。

令和元年5月1日改訂
令和2年4月1日改訂
令和3年4月1日改訂
令和4年4月1日改訂
令和5年4月3日改訂
令和6年4月1日改訂
令和7年4月1日改定